

岐阜県公報

第二千七百九十八号
平成二十八年十一月十一日

(金曜日)

目次

規則

岐阜県北アルプス地区及び活火山地区における山岳遭難の防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則

(防災課) 七二三ハ

告示

騒音規制法に基づく騒音の規制地域及び規制基準の一部改正
正
知事指定薬物の指定の失効
総合特別区域法に基づく指定法人の指定
総合特別区域法に基づく指定法人の指定の変更
保安林に指定する予定である旨の通知
道路の区域変更

(環境管理課) 七二三

(業務水道課) 七二四

(航空宇宙産業課) 七二四

(同) 七二四

(治山課) 七二四

(道路維持課) 七二六

公示

特定非営利活動法人の定款変更認証申請
大規模小売店舗の新設に関する件
大規模小売店舗の変更の届出に関する件
争議行為の通知の公表
公共測量の実施
土地改良区の定款の変更認可

(環境生活政策課) 七二六
(商業・金融課) 七二六
(同) 七二七
(労働雇用課) 七二八
(用地課) 七二八
(恵那農林事務所) 七二九

正誤

大規模小売店舗の新設の届出に関する件中訂正

(商業・金融課) 七一九

規則

岐阜県北アルプス地区及び活火山地区における山岳遭難の防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年十一月十一日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県規則第七十六号

岐阜県北アルプス地区及び活火山地区における山岳遭難の防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜県北アルプス地区及び活火山地区における山岳遭難の防止に関する条例施行規則(平成二十六年岐阜県規則第九十四号)の一部を次のように改正する。

第三条第二号中「中部山岳国立公園」の下に「及び白山国立公園」を加える。

第五条第五項中「第五条第一項後段」を「第五条第二項」に、「同項後段の行政機関又は登山活動団体」を「同項の登山活動団体又は行政機関」に、「同条第一項」を「同項」に改める。

附則

この規則は、平成二十八年十二月一日から施行する。

告示

岐阜県告示第五百六十三号

騒音規制法に基づく騒音の規制地域及び規制基準(昭和四十四年岐阜県告示第四百八

十六号)の一部を次のように改正し、平成二十八年十一月十一日から適用する。

平成二十八年十一月十一日

岐阜県知事 古 田 肇

別表垂井町の部第三種区域の項中「字駒引」及び「字李緑」を削り、「字世原、字永長」を「字永長、字駒引、字李緑」に改め、「字西谷前」を削り、「字西尾登」の下に「字藪井、字尾崎、字天満田」を加え、同部第四種区域の項中「及び字喰違」を「字喰違及び栗原字大正」に改める。

岐阜県告示第五百六十四号

岐阜県薬物の濫用の防止に関する条例(平成二十六年岐阜県条例第五十六号。以下「条例」という。)第十条第一項の規定により、知事指定薬物が次のとおり指定の効力を失うので、同条第二項の規定により告示する。

平成二十八年十一月十一日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 失効する知事指定薬物の名称
N (ニ)フルオロフェニル) ニ メトキシ N (ニ) フェネチルピペリジン
- 四 イル)アセトアミド及びその塩類(通称Ocfe tantanil、A 三三二七)
- 二 失効の理由
当該知事指定薬物が条例第二条第六号に掲げる薬物に該当するに至ったため。
- 三 指定の効力を失う日
平成二十八年十一月十一日

岐阜県告示第五百六十五号

総合特別区域法(平成二十三年法律第八十一号)第二十六条第一項に規定する指定法人として次のように指定したので、総合特別区域法施行規則(平成二十三年内閣府令第三十九号)第十七条第十項の規定により告示する。

平成二十八年十一月十一日

岐阜県知事 古 田 肇

名 称	主たる事業所の所在地	指 定 年 月 日	指 定 有 効 期 限
各務原航空機器株式会社	各務原市蘇原奥垂町三丁目六番地	平成六・二・七	平成二〇・三・三

岐阜県告示第五百六十六号

総合特別区域法(平成二十三年法律第八十一号)第二十六条第一項の規定により指定した指定法人について、次のとおり変更があったので、総合特別区域法施行規則(平成二十三年内閣府令第三十九号)第十七条第十項の規定により告示する。

平成二十八年十一月十一日

岐阜県知事 古 田 肇

名 称	主たる事務所の所在地	指 定 年 月 日	指 定 有 効 期 限	
			変 更 前	変 更 後
誠和工業株式会社	各務原市上戸町七丁目一番地の二二	平成六・六・八	平成六・三・三	平成六・六・七
鳥羽工業株式会社	各務原市各務おがせ町九丁目二六〇番地	平成六・一・七	平成六・三・三	平成六・一・六
ナフテスコ株式会社	東京都千代田区平河町二丁目七番九号	平成五・一・二〇	平成六・三・三	平成六・一・一九

岐阜県告示第五百六十七号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十八年十一月十一日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

恵那市明智町東方字前田八三六の二、八四二

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 次の森林については、主伐は、択伐による。
字前田八三六の二・八四二（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）
 - 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県林政部治山課及び恵那市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第五百六十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十八年十一月十一日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

下呂市萩原町上呂字寺洞二四二一の三三から二四二一の三五まで、二四二一の三七から二四二一の四三三まで

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び下呂市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第五百六十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十八年十一月十一日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

下呂市萩原町桜洞字花ヶ尾一七四二の三、一七四二の五、一七四二の二二二（次の図に示す部分に限る。）、一七四二の二二三、一七四二の二二四、字為坪一七四四の二一（次の図に示す部分に限る。）、字とやが尾一七四五の五五（次の図に示す部分に限る。）

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 次の森林については、主伐は、択伐による。
字花ヶ尾一七四二の五、一七四二の二二二（次の図に示す部分に限る。）、字為坪一七四四の二二二（次の図に示す部分に限る。）、字とやが尾一七四五の五五（次の図に示す部分に限る。）
- 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県林政部
治山課及び下呂市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第五百七十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を
次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十八年十一月十一日から二週間岐阜県県土整備部道路
維持課及び岐阜県大垣土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年十一月十一日

岐阜県知事 古田 肇

道路の種類	路線名	区間	区域変更前後	敷地の幅員	延長	備考
県道	養老線	養老郡養老町飯ノ木字休息所官公有無番地先（九一七番）から 同郡同町同字山道二五七番地先まで	前 後	六・二 二・九 九〇 二・一	四二〇・二 四一四・六	

公 示

特定非営利活動法人の定款変更認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により特定非

営利活動法人の定款変更認証の申請があったので、同条第五項で準用する第十条第二項
の規定により次のとおり公示する。

平成二十八年十一月十一日

岐阜県知事 古田 肇

一 申請のあった年月日 平成二十八年十月十九日

二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人お役に立ちます

三代 表 者 の 氏 名 行木 光代

四 主たる事務所の所在地 岐阜県可児郡御嵩町比衣二〇五番地一

五 定款に記載された目的 この法人は、外国人、高齢者、女性、若者に対して、
健康・福祉の増進、職業能力の開発及び雇用機会の拡充、
地域での多文化との共生、生活の質の向上、社会的地位
の向上などの支援に関する事業を行い、社会に寄与する
ことを目的とする。

大規模小売店舗の新設の届出に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定により大規模
小売店舗の新設の届出があったので、次のとおり同条第三項の規定により公示する。

なお、その届出書等は平成二十八年十一月十一日から四週間岐阜県商工労働部商業・
金融課及び可児県事務所において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺的生活環境の保持のため配慮すべ
き事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を
提出することができる。

平成二十八年十一月十一日

岐阜県知事 古田 肇

一 届出年月日

平成二十八年十月二十七日

二 届出者の氏名又は名称

株式会社ギガス
建物の名称及び所在地

(仮称) ケーズデンキ可児店
可児市坂戸字落田一三三 一 外

四 大規模小売店舗の新設日

平成二十九年六月二十八日

五 店舗面積

二、九九〇平方メートル

六 駐車場の収容台数

一一八台

七 荷さばき施設の面積

四五平方メートル

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があつたので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成二十八年十一月十一日から四月間岐阜県商工労働部商業・金融課及び西濃県事務所において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成二十八年十一月十一日

岐阜県知事 古 田 肇

一 届出年月日

平成二十八年十月二十六日

二 届出者の氏名又は名称

株式会社パローホールディングス

三 建物の名称及び所在地

パロー大垣南ショッピングセンター

大垣市本今町字西ノ側一六三九番一 外

四 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社パロー 代表取締役 田代 正美 外二者

恵那市大井町一八〇番地の一

(変更後) 株式会社パロー 代表取締役 田代 正美 外三者

多治見市大針町六六一番地の一

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定による大規模小売店舗の変更の届出は取り下げられたので、次のとおり公示する。

平成二十八年十一月十一日

岐阜県知事 古 田 肇

一 取り下げられた届出

1 届出年月日

平成二十八年九月二日

2 届出者の名称

マックスパリュ中部株式会社

3 建物の名称及び所在地

イオンタウン池田ショッピングセンター

揖斐郡池田町八幡字東光田一九七二番地一 外

4 変更しようとする事項

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

(変更前) BEX棟 午前六時~午後九時

(変更後) BEX棟 午前三時~午後十時

二 取下半年月日

平成二十八年十月十八日

争議行為の通知の公表

労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）第三十七条第一項の規定により、岐阜県民主医療機関連合会労働組合から労働条件の改善等の要求に関して争議行為を行う旨の通知があったので、労働関係調整法施行令（昭和二十一年勅令第四百七十八号）第十條の四第四項の規定により、次のとおり公表する。

平成二十八年十一月十一日

岐阜県知事 古田 肇

一 争議行為の行われる日時

平成二十八年十一月十六日午前八時三十分以降十一月末日まで

二 争議行為の行われる場所

みどり病院（所在地岐阜市）、すこやか診療所（同）、華陽診療所（同）、しずさと診療所（所在地大垣市）及びこがねだ診療所（所在地関市）の全職場

三 争議行為の概要

前項の職場において、保安要員を除き争議行為を実施する。

公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により国土交通省北陸地方整備局神通川水系砂防事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十八年十一月十一日

岐阜県知事 古田 肇

一 作業機関

国土交通省北陸地方整備局神通川水系砂防事務所

二 作業種類

公共測量（航空レーザ測量）

三 作業期間

平成二十八年十月二十日から
平成二十九年一月二十七日まで

四 作業地域

高山市及び大野郡白川村

公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により国土交通省中部地方整備局多治見砂防国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十八年十一月十一日

岐阜県知事 古田 肇

一 作業機関

国土交通省中部地方整備局多治見砂防国道事務所

二 作業種類

公共測量（基準点測量）

三 作業期間

平成二十八年十月二十八日から
平成二十九年三月二十四日まで

四 作業地域

瑞浪市及び土岐市

公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により国土交通省中部地方整備局多治見砂防国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十八年十一月十一日

岐阜県知事 古田 肇

一 作業機関

国土交通省中部地方整備局多治見砂防国道事務所

二 作業種類

公共測量（現地測量 道路台帳附图）

三 作業期間

平成二十八年十月二十八日から

平成二十九年三月二十四日まで

四 作業地域

土岐市

土地改良区の定款の変更認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第三項の規定により公示する。

平成二十八年十一月十一日

岐阜県知事 古 田 肇

土 地 改 良 区 名	認 可 年 月 日
中 津 川 市 西 部 土 地 改 良 区	平 成 二 八 ・ 一 一 ・ 一

正 誤

（原稿誤り）

平成二十八年九月三十日第二千七百八十六号 大規模小売店舗の新設の届出に関する件六二八頁上段後から二行目中「土岐市泉町定林寺字土井」は、「土岐市泉町定林寺字土居」の誤り。

平成二十八年十一月十一日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編集
岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社